

山形市粗大ごみ収集オンライン受付システム導入運用業務
公募型プロポーザル実施要領

令和7年7月

山形市環境部循環型社会推進課

1 目的

山形市は令和 7 年 3 月に「山形市発展計画 2030」を策定し、「未来へつなげる行政経営」の主要事業の一つとして「粗大ごみ収集オンライン受付導入事業」を行政サービスの向上を施策に掲げている。粗大ごみ収集オンライン受付システムの導入により、24 時間いつでも申込出来るようになり、市民の利便性が向上する。

本要領は、山形市粗大ごみ収集オンライン受付システム導入運用業務にあたり、公募型のプロポーザル方式による企画提案を募集し、価格のみでなく、システム導入や保守管理等を総合的に審査した上で最適な提案を選定し、最優秀提案者を決定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務

(1) 業務名

山形市粗大ごみ収集オンライン受付システム導入運用業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別紙「山形市粗大ごみ収集オンライン受付システム導入運用業務仕様書」のとおり

(3) 業務期間等

- ① システム導入期間 : 契約締結日から令和 8 年 2 月 28 日まで
- ② システム運用開始 : 令和 8 年 3 月 1 日
- ③ システム運用・保守期間 : 令和 8 年 3 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(4) 提案上限額

6,730,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

ただし、この金額は提案内容の規模（初期費用及び 25 か月分のシステム運用・保守費用月額）を示すものであって、本業務に係る見積書の提出の際は、この金額を超えてはならない。

3 参加資格要件

(1) 参加資格

本業務のプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加する者は、以下の要件を全て満たすこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われたもの又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われたものでないこと。
- ウ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定にも基づく清算開始、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- エ 山形市暴力団排除条例（平成 23 年市条例第 25 号）第 2 条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- カ 税の滞納がないこと。

キ 直近5年以内に、山形市（以下「本市」という。）と同等以上の規模の官公庁（国家機関・地方公共団体・独立行政法人）に対して、本システムと同製品の構築（設計、開発及び導入）及び保守業務を成功裏に遂行した実績を有すること。

(2) 共同提案で参加する場合

複数の事業者が共同提案で本プロポーザルに参加しようとする場合は、共同提案の代表事業者及び共同で参加する事業者（以下「共同参加事業者」という。）は上記3(1)の要件を全て満たしていること。なお、共同提案で参加する者は、単独の提案又は他の共同提案に参加することができない。

共同提案を行う場合には、代表事業者は本プロポーザルに参加するに当たっての全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ者であること、及び共同事業者にあっては代表事業者へ本プロポーザルに関する応募、契約締結に関する一切の権限を委任している旨が記載されている「共同参加事業者構成表明書」を参加申込みの時点で提出すること。

4 スケジュール

内容	日程
公募開始及び質問の受付開始	令和7年7月3日（木）
質問の受付期限	令和7年7月11日（金） 午後4時
質問に関する回答	令和7年7月17日（木）
参加申込受付期限	令和7年7月22日（火） 正午
参加要件適格確認結果の通知	令和7年7月23日（水）
企画提案書の提出期限	令和7年7月28日（月） 午後4時
プレゼンテーション審査	令和7年8月4日（月）
審査結果通知	令和7年8月上旬
契約締結	令和7年10月1日（水）
運用開始	令和8年3月上旬

5 質問要領

(1) 質問方法

本プロポーザルに関し質問がある場合は、質問書（様式1）により、「13 担当課」あて電子メールにて提出すること。なお、件名は「【質問】山形市粗大ごみ収集オンライン受付システム導入運用業務」とすること。

(2) 質問受付期間

令和7年7月3日（木）から令和7年7月11日（金）午後4時まで

(3) 回答方法

市公式ホームページに掲載する。

(4) 本市の質問回答期限

令和7年7月17日（木）

6 参加申込及び参加要件適格確認

(1) 申込期限

令和7年7月22日（火）正午まで（必着）

(2) 申込方法

提出書類を郵送または、持参（持参する場合は、土日、祝日を除く午前9時から午後4時まで、22日のみ午前9時から正午まで）により「13 担当課」あて提出すること。

(3) 提出書類

ア 参加申込書（様式2）

イ 会社概要及び業務実績書（様式3）

ウ 誓約書（様式4）

エ 秘密保持誓約書（様式5）

オ 情報セキュリティ管理体制を証明する書類の写し

※ I SMS 適合性評価制度認証又はプライバシーマーク認定証など

カ 直近3ヶ月以内に発行された、法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書並びに本市に本社又は支社がある者は法人市民税及び固定資産税に未納がないことの証明書の原本

キ 参加事業者の事業内容のわかるパンフレット等

(4) 提出部数

各1部

(5) 参加要件適格確認

参加者の資格要件に基づく審査を行い、令和7年7月23日（水）までにその結果を電子メールにより通知する。なお、審査の結果、参加要件を満たしていない者に対しては、本プロポーザルへの参加を認めない。

7 企画提案書等の提出

上記「6 参加申込及び参加要件適格確認」により参加要件適格の通知を受けた者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年7月28日（月）午後4時（必着）

(2) 提出方法

提出書類を直接持参又は郵送（特定記録郵便等）で「13 担当課」あて提出すること。直接持参の場合は、開庁日（土日、祝祭日等の休日を除く。）に提出すること。

(3) 提出書類

ア 企画提案提出書（様式6）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 業務実施体制書（様式7）

エ 経費見積書（様式8）

(4) 企画提案書作成上の留意事項

ア 企画提案書は、A4用紙（両面印刷）とし、20ページ以下（表紙・目次を除く）で作成し、様式の番号順に一連のページ番号を付与すること。なお、文字のサイズは原則として10.5

- ポイント以上（図表・注釈等で対応が困難なものを除く）とすること。
- イ 文章での表現のほか、簡易な図面、イメージパース等を簡潔に記載すること。
- ウ 企画提案書は、「カ 提案項目」に沿って記載すること。また、「別表 評価基準表」の視点を踏まえ、わかりやすく具体的に記載すること。
- エ 本市が提案内容を適正かつ効率的に評価できるように、以下の事項に配慮すること。
- ・難解な語句等に注釈や解説を加え、図表を用いる等、簡潔かつ明瞭で理解しやすい表現で記述すること。
 - ・広範囲に提案を求めている項目に対しては、適宜、分類・整理した上で、網羅的に記述すること。
- オ 提案内容について二通り以上に解釈できる場合は、本市にとって有利な解釈によるものとする。
- カ 提案項目

項目		記載内容
スケジュール		本市の計画通りに業務実行が可能なスケジュールを提案すること。
業務実施方針		本事業の趣旨・目的を踏まえた的確な事業実施方針を構築すること。
システムの内容、簡易性及び利便性		システム要件を満たし、かつ検索等の内容が充実し、操作がしやすい等、利便性の高いものを提案すること。
保守・運用支援		提案上限額の範囲内において使用者の意図に沿ったカスタマイズが可能か、また今後のシステムバージョンアップ（機能強化）の内容と見直し等を提案すること。
		システムの保守、運用支援の体制が明確かつ内容が妥当なものを提案すること。
自由提案	独創性	提案上限額の範囲内において、参加者のノウハウや知識・経験、他事例等を活かした提案とすること。
	将来性	将来的なシステムの拡張や二市二町の広域での運用を考慮した提案等があれば提案すること。

(5) 経費見積書作成上の留意事項

見積額は審査のために利用するものであり、契約金額とはならないものとする。なお、提出された金額が提案上限額を超えている場合は失格とする。

(6) 提出部数

10部（正本1部、副本9部）及び提案書類のデータを入れた電子媒体（CD-R等）1枚

※副本とは、事業者等を特定できる記載（事業所名、住所、社章、商標、製品名等）がない書類であり、審査の際に資料として使用する。提出の際は、記載内容を十分に確認すること。

8 審査方法及び評価基準等

(1) 審査委員会の設置

本業務の履行に最も適した契約の相手方となる契約候補者を公正かつ適正に決定するため、山形市粗大ごみ収集オンライン受付システム導入運用業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、提出のあった企画提案書の内容を評価し、選定する。なお、議事内容は非公開とする。

(2) プレゼンテーション審査

本プロポーザルの評価は、本市職員で構成する審査委員会において、評価基準表に基づき行う。

① 概要

審査委員会において、上記「7 企画提案書等の提出」で提出した企画提案に沿って説明すること。またあわせて質疑応答も行うこと。

② 実施日時及び場所

令和7年8月4日（月）山形市役所（山形市旅籠町二丁目3番25号）

※プレゼンテーションの時間及び場所等については、参加要件適格確認結果通知とあわせて通知する。

③ 説明要領

- ・参加できる人数は3名以内とし、説明は原則当該業務の担当者が行うこと。
- ・時間は25分以内（説明15分、質疑応答10分）とする。
- ・順番は、申込順とする。
- ・プレゼンテーションは大型モニターにパソコンを繋げて行うこととし、パソコンは提案者が準備することとする。
- ・提出書類は、事前に市が審査委員に配布する。なお、プレゼンテーション時の追加資料は認めない。
- ・他社のプレゼンテーションは傍聴することはできない。

(3) 失格事項等

次に掲げる項目のいずれかに該当するものは、失格とし、審査の対象としない。

ア 提出された書類の提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合

イ 参加資格要件を欠く場合

ウ 提出された見積金額が提案上限額を超える場合

エ 提案書類に不備又は明らかな虚偽の記載があった場合

オ 公告、実施要領及び提案書提出要件等に記載のある必要事項を満たしていない場合

カ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合

キ その他、実施要領に違反した場合

(4) 審査・選定方法

ア 各審査委員の評価点の合計得点が最も高い上位1者を、契約交渉順位第1位の候補者（以下「優先交渉権者」という。）として選定し、2番目に合計得点が高かった者を契約交渉順位第2位の候補者（以下「次点の交渉権者」という。）とする。なお、合計得点の最も高い者が2者以上いるときは、「別表 評価基準表」の企画提案評価点が高い者を上位とする。

イ 価格点は、経費見積書（様式8）に基づき、事務局にて以下の計算式で算出する。

$$\boxed{\text{価格点} = \text{最低提案価格} / \text{当該事業者提案価格} \times 20}$$

なお、最低提案価格及び当該事業者提案価格は、価格点は1の位までを有効とし、端数のある場合は小数点第1位で四捨五入を行う。

ウ 各審査員の評価点の合計得点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補としない。

エ 上記「7 企画提案書の提出」の提出者が1者のみの場合であっても審査を実施するが、その場合、各審査委員の評価点の合計得点が配点合計の6割以上となった場合に限り、優先交渉権者として選定する。

オ 審査の結果は、文書により通知し、市公式ホームページで公開する。なお、審査結果に関する問い合わせには一切応じない。また、異議の申立は受け付けない。

9 本プロポーザル参加に際しての留意事項

- (1) 参加事業者は、参加申込書の提出をもって実施要領の記載内容を承諾したものとする。
- (2) 参加申込み後に辞退する場合は、辞退届（様式9）にて届けること。
- (3) 本プロポーザルに要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (5) 一度提出した書類の訂正・変更等は、原則として認めない。ただし、誤字等の修正及び市が必要と認めるときは、この限りでない。
- (6) 提出書類等の著作権は参加事業者に帰属する。ただし、本業務の実施にあたり市が必要と認めるときは、参加事業者の承諾を得たうえで、提出書類等の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (7) 提出書類等の作成に使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。また、造語や略語は、専門用語又は一般用語を用いて初めて出た場所に定義を記述すること。
- (8) 本市から本プロポーザル及び本業務において知り得た情報について、第三者に漏らし、若しくは本プロポーザル・本業務手続き以外の目的に供し、又は無断で使用することは禁止する。
- (9) 提出された書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっている事業手法を用いた結果生じた事象に関する責任は、全て参加事業者が負うものとする。

10 契約に関する基本事項

- (1) 優先交渉権者は最優秀提案を基本に全ての内容を再確認の上、仕様を明確化し、本市の承認を得るものとする。したがって、優先交渉権者の選定をもって提案書に記載された全内容を承認するものではない。
- (2) 優先交渉権者は、協議の上、明確にした仕様の内容に合意が得られなかった場合は、優先交渉権者としての資格を失う。その場合は、次点の交渉権者を繰り上げ、交渉する。
- (3) 本市と優先交渉権者は、本プロポーザルで示した業務内容、業務の範囲及び本市が承認した提案内容に基づいて契約を締結し、この締結をもって本契約とする。

(4) 契約の方法

本プロポーザルで決定した優先交渉権者（最優秀提案とされた内容について本市と合意に至った場合に限る。）と本市との随意契約とする。

なお、2(3)①システム導入は単年度契約、③システム運用・保守は長期継続契約とし、それぞれの契約とする。

(5) 支払方法

契約時、別途協議とする。

(6) 契約不適合責任

契約期間において、契約不適合があることが発見された場合には、受託者は本市が発見した日から起算して1年間、本市が指定する期日までに無償で成果物等を修正して完了し、その契約不適合によって生じた損害を賠償すること。

11 情報公開

提出された書類について、山形市情報公開条例（平成9年市条例第39号）第6条に基づく公開請求があった場合原則として公開の対象となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位、その利益を害すると認められる情報を除く。なお、審査委員会による優先交渉権者先行前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、決定後の公開となる。

12 その他

本プロポーザルに係る提出書類については全て押印不要とする。

13 担当課（問い合わせ先及び書類提出先）

山形市環境部 循環型社会推進課 分別収集係

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

電話 023-641-1212（内線694・695）

e-mail junkan@city.yamagata-yamagata.lg.jp

評価基準表

評価項目		評価の参考	評価の視点	配点	
業務実施能力	業務実績	会社概要及び業務実績書	直近5年以内に官公庁（国家機関、地方公共団体及び独立行政法人）において実施した本業務と同内容の業務を受託し、かつ、業務を成功裏に履行した実績を有しているか。	20	
	業務実施体制	業務実施体制書	本業務を遂行するために十分な知識、技術等を備えた業務従事者を配置しているか。	10	
	情報セキュリティ体制	情報セキュリティ管理体制を証明する書類の写し	情報セキュリティの管理を的確に行う体制が構築されているか。情報セキュリティに関する認証を取得しているか。	10	
	スケジュール	企画提案書	本業務の実施計画、システム構築の内容が実効性のあるスケジュール、設計でわかりやすく示されているか。	10	
	小計			50	
企画提案	業務実施方針	企画提案書	業務の目的及び課題の認識が的確であり、それに対する取組方針が明確にされているか。また、提案者が業務を履行することによる効果が明確に示されているか。	20	
	システムの内容、簡易性及び利便性	企画提案書	システム要件を満たし、かつ検索等の内容が充実し、操作がしやすい等、利便性の高いものとなっているか。	35	
	保守・運用支援	企画提案書	提案上限額の範囲内において使用者の意図に沿ったカスタマイズが可能か。今後のシステムバージョンアップ（機能強化）の内容と見直しはどうか。	20	
		企画提案書	システムの保守、運用支援の体制が明確かつ内容が妥当なものか。	20	
	自由提案	独創性	企画提案書	提案者が本業務を履行するにあたって考慮すべき点や有益な提案があり、その対応方法も明確に示されているか。	25
		将来性	企画提案書	将来的なシステムの拡張や二市二町の広域での運用を考慮した提案等があるか。	10
	小計			130	
価格	事業費	経費見積書	価格点＝最低提案価格／当該事業者提案価格×20	20	
合計			200		

<山形市の現状>

1 粗大ごみ収集受付

現在、山形市における粗大ごみの受付及び収集は、一般廃棄物収集運搬業務の中に含めて委託しており、受付の電話については月曜から金曜（祝日を含む）の午前 9 時から午後 4 時までとしている。

市民は電話受付後、市内のスーパー等で購入した粗大ごみ用証紙を粗大ごみに貼り、収集日に自宅敷地前道路際に排出し、委託業者が回収している。

一度の申込で受け付けられるのは一家庭 3 品までで、収集日は地域ごと月 2 回としている。

<粗大ごみ収集実績>

年度	収集件数（件）	収集個数（個）
R4	10,883	17,375
R5	9,691	15,399
R6	9,187	14,573

2 ごみ処理の現状

家庭から排出されるごみは、市内約 5,600 ヶ所に設置されたごみ集積所から委託業者が収集し、ごみ処理施設へ搬入している。（粗大ごみに限り自宅前からの戸別収集）

ごみ処理施設は、山形市、上山市、山辺町、中山町の二市二町で構成された山形広域環境事務組合が運営・管理をしており、排出者自らごみ処理施設へ搬入することもできる。

<自己搬入の場合>

搬入先	ごみの種類	ごみ処理手数料（※）
エネルギー回収施設（立谷川）	もやせるごみ プラスチック類	10 キログラムまでごと 140 円 （古紙類は無料）
エネルギー回収施設（川口）	ふとん類 可燃性粗大ごみ 古紙類	
立谷川リサイクルセンター	ビンカン ペットボトル 雑貨品・小型廃家電類 不燃性粗大ごみ	10 キログラムまでごと 140 円
	水銀含有ごみ	1 キログラムまでごと 250 円
	埋立ごみ	有料袋に入れたものまたは共通収集シールが貼ってあるもののみ

※ごみ処理手数料納付方法：精算所での現金払

また、道路上の小動物死体は、循環型社会推進課職員が電話受付し、委託業者が収集し、ごみ処理施設へ搬入している。

二市二町におけるごみの分別は原則統一されているが、ごみ集積所からの収集運搬及び粗大ごみの受付は、各構成市町で行っている。